

1. 風水害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき

議員は、自らの身の安全を確保するとともに、家族や近くにいる人にも身を守る行動を呼びかける。また、ラジオ、テレビ、インターネット等での情報収集を心がける。

自宅付近の被害状況、又は参集メールの内容により判断し、「戸田市議会における災害発生時の対応要領」に基づき行動する。

○緊急連絡先

電話番号① : 070-6447-0664 (緊急連絡先: イエデンワ2)

電話番号② : 048-424-9581 (議会事務局直通)

ファクス : 048-433-2212

メール : gikaijimu@city.toda.saitama.jp

※議会事務局直通電話は、平日 8:30~17:15 まで利用可能

2. 参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災服上下、腕章、手袋、長靴、略帽又は安全帽（ヘルメット）、議員専用災害時ベストを原則とし、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具等をできる限り携行する。なお、個人用として、食料飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として、徒歩、自転車又はバイクを利用する。

(3) 情報収集

参集するまでにおいては、それぞれ被害状況等の情報収集を行う。

(4) 配備体制のメール連絡

戸田市災害警戒本部又は戸田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が配備されたときは、議会事務局から、配備体制が敷かれた旨のメール連絡がある。

(5) 緊急措置

緊急事態に遭遇したときは、人命救助、応急措置等適切な応急活動を行う。この場合において、応急活動が終了次第、自らの安否及び居所をできる限り速やかに戸田市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）に報告する。また、避難準備情報が発表されるなど、浸水のおそれがある場合は、避難が必要と思われる人たちに避難の呼びかけを行う。

発災予測期（防災気象情報発表時）

1. 雨が強くなる、大雨が降り続くなど、大雨による災害が起こるおそれがある場合や、河川の増水やはん濫などのおそれがある場合、大雨や洪水の注意報・警報などの防災気象情報の発表がないか注意する。
2. 防災気象情報が発表されたときは、外出を控え、避難準備を開始する。

発災期（市対策本部設置時）

1. 議会事務局から各議員に、市対策本部設置のメール連絡が入る。
2. 議長は、支援本部の設置の是非を決定する。
3. 支援本部の設置場所は、市役所6階の全員協議会室を原則とする。
4. 議長は、支援本部を設置したときは、議員及び市対策本部に対し、その旨を連絡する。
5. 議員は、安否、居所、連絡場所を支援本部に報告する。

災害拡大期（支援本部設置後、住民避難など緊急活動中）

1. 支援本部は、市対策本部及び各議員と連携をとり、必要に応じ市民に情報提供を図る。
2. 議員は、現地における情報収集及び支援活動への協力を行い、支援本部会議の招集があったときは、速やかに参集する。
3. 支援本部会議の招集があるまでは、議員は地域で活動する。
4. 地域で活動する議員は、地域で収集した情報を必要に応じて、支援本部に情報提供を図る。
5. 避難準備情報が発表されたときは、自主防災会などと協力して、高齢者、障害者、乳幼児などの要援護者の避難を支援する。
避難勧告が発令されたときは、自主防災会などと協力して、住民に避難の呼びかけを行うとともに、避難場所（別紙参照）に避難し、避難者の支援を行う。

災害沈静期（緊急的対応から応急活動移行期）

1. 議員は、各地域における被災地、避難所等での調査を行う。
2. 議員は、各地域における被災地、避難所等で収集した情報を、必要に応じ支援本部に報告する。

復旧期（警報解除後）

1. 支援本部会議を開催し、被災状況の掌握を行う。
2. 市対策本部へ協力する。
3. 被災地、避難所等の調査を行う。
4. 必要に応じ国、県等への要望を行う。
5. 必要に応じ臨時会の開催を要請する。

※ 復旧・復興時のスピード感あふれる議会の取り組みへ。